

昭和五十六年六月二十六日

告示第五百八十三号

改正 昭和五十六年十一月二四日告示第一一三二 昭和五十七年 一月一六日告示第二三三
号
昭和五十七年 四月二〇日告示第三四八号 昭和五十七年一〇月二九日告示第八三七号
昭和五十九年 三月二三日告示第二八三三号 昭和六〇年 三月二九日告示第三〇六号
昭和六十一年 三月二八日告示第二六七号 平成 元年 三月二四日告示第三六八号
平成一三年 三月三〇日告示第四二三号 平成一四年 三月二九日告示第三〇七号
平成一七年 三月 七日告示第一七八号 平成二一年 三月三一日告示第三六〇号
平成二一年一二月二五日告示第八五六号 平成二六年 七月一日告示第四九八号
令和 八年 八月 七日告示第四二五号

千葉県企業立地促進資金融資要綱

（目的）

第一条 この要綱は、県内に工場等を設置しようとする企業に対し、当該工場等の設置に必要な資金を融資することにより、企業立地を促進し、もって県の経済の発展及び県民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 工場等 工場、研究所その他の事業所をいう。
- 二 企業立地 企業が、工場等を県内に設置することをいう。
- 三 取扱金融機関 県とこの要綱に基づく融資の取扱いに関する契約を締結した金融機関をいう。
- 四 とりまとめ店舗 取扱金融機関（県内に本店を有するものを除く。）の店舗のうち、この要綱に基づく融資の取扱いに関し、当該取扱金融機関を代表する店舗として知事に届けられているものをいう。

（融資対象者）

第三条 融資の対象者は、千葉県立地企業補助金交付要綱第三条第四項に規定する認定企業その他知事が特に必要と認める者とする。

（融資対象経費）

第四条 融資の対象経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、他に貸与（この要綱の目的に反しないものを除く。）又は譲渡をすることを目的として取得するものに係る経費を除く。

- 一 設備資金として必要な次に掲げる経費
 - イ 工場等の用地取得費（工場等の用地のみに係るものを除く。）
 - ロ 工場等の建物及びその附帯設備の取得費
 - ハ 機械、設備等の取得費（じゅう器、備品等に係るものを除く。）
- ニ 既存の建物、機械、設備等の移転に必要な経費
- 二 運転資金として必要な次に掲げる経費（立地に当たり当面必要とするものに限る。）
 - イ 人件費
 - ロ 原材料費
 - ハ 研究開発費
 - ニ その他知事が特に融資を必要と認める経費

（融資の条件）

第五条 融資の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 融資限度額 次に定めるとおり
 - イ 設備資金にあつては、一企業につき融資申込みに係る融資対象経費の九十パーセント以内で二十億円以内とする。ただし、既存の工場等の跡地等の処分によつて、この資金の返済を行お

うとする場合は、当該跡地等の第七条第一項の規定により融資を申し込んだ時点における評価額の範囲内で取扱金融機関と協議の上、その都度定める金額を加算することができる。

ロ 運転資金にあつては、一企業につき三千万円以内とする。

二 融資期間 次に定めるとおり

イ 設備資金にあつては、十二年以内とする。ただし、前号イただし書の規定により加算されたもの（以下「加算分」という。）については、二年以内又は跡地等の処分予定期日までのいずれか短い期間とする。

ロ 運転資金にあつては、三年以内とする。

三 償還方法 次に定めるとおり

イ 設備資金にあつては、割賦償還とする。ただし、二年以内の据置き期間を置くことができる。なお、加算分については、一括償還とする。

ロ 運転資金にあつては、割賦償還とする。ただし、一年以内の据置き期間を置くことができる。

四 融資利率 市場金利の動向等を勘案して知事が別に定める利率とする。

五 信用保証 取扱金融機関において必要と認めた場合は、信用保証協会の保証を付するものとする。

六 保証人及び担保 取扱金融機関又は信用保証協会の定めるところによる。ただし、取扱金融機関又は信用保証協会は、保証人及び担保の徴求が融資を受ける者に対し、過重な負担を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

2 第一項第二号イただし書で定める融資期間は、知事が特別な事情があると認める場合は、二年を限度として延長することができる。

（資金措置）

第六条 知事は、取扱金融機関が融資を行つた場合は、予算の範囲内で当該融資の融資源として、融資の実行に係る年度から完済年度まで各年度の当該融資に係る予定平均融資残高のおおむね四分の一に相当する額の資金を当該取扱金融機関（とりまとめ店舗の届出がある取扱金融機関にあつては、当該とりまとめ店舗。以下この条及び第十一条において同じ。）に当該資金に預託するものとする。

2 前項の規定による取扱金融機関に対する預託の利率は、知事が別に定める利率とする。

（融資の申込み）

第七条 融資を受けようとする者は、知事が別に定める融資申込書を取扱金融機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、前項の規定により提出された融資申込書に知事が別に定める様式による意見書を添えて知事に送付しなければならない。

（融資の依頼）

第八条 知事は、前条の規定により融資の申込みを受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、知事が別に定める様式により取扱金融機関に融資を依頼するものとする。

（融資の決定）

第九条 前条の規定による融資の依頼を受けた取扱金融機関は、速やかに融資の可否を決定し、知事が別に定める様式により、知事に報告しなければならない。

2 取扱金融機関は、前項の規定により融資を決定する場合において、一の融資依頼であつても、融資を受けようとする者の資金を必要とする時期を考慮し、適当と認めたときは分割して融資を行うことができるものとする。

（融資の実行）

第十条 取扱金融機関は、前条の規定により決定した融資を実行したときは、知事が別に定める様式により、知事に報告しなければならない。

2 前条第二項の規定により分割して融資を実行する場合の融資利率は、融資の実行の日において第五条第一項第四号で定める利率とし、融資実行後の利率変更は行わないものとする。

（融資の残高の報告）

第十一条 取扱金融機関は、毎年一月十四日までに、翌年度に知事が当該取扱金融機関に対して預託すべき資金の額の算定の基礎となる融資の残高を、知事が別に定める様式により、知事に報告しな

なければならない。

(繰上げ償還)

第十二条 知事は、融資を受けた者が次の各号の一に該当する場合において、融資した資金の繰上げ償還の措置をする必要があると認めたときは、その旨を取扱金融機関に指示するものとする。

一 融資申込みの際に提出された書類に不実の記載があつたとき。

二 融資を受けた資金を第四条で定める融資対象経費以外に使用したとき。

三 前各号に掲げるもののほか、融資の継続を不相当と認める事実があつたとき。

(拘束性預金の禁止)

第十三条 取扱金融機関は、融資をする場合において、融資を受けた者に拘束性預金をさせてはならない。

(その他)

第十四条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和五十六年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五十六年十一月二十四日告示第千百三十二号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県内陸地域工業立地促進資金融資要綱の規定にかかわらず、改正前の千葉県内陸地域工業立地促進資金融資要綱の規定により、この告示の施行の日前に融資の申込みがなされた場合の当該申込みに係る融資の利率、協会に対する貸付の利率及び取扱金融機関に対する預託の利率は、なお、従前の例による。

附 則 (昭和五十七年一月十六日告示第二十三号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (昭和五十七年四月二十日告示第三百四十八号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (昭和五十七年十月二十九日告示第八百三十七号)

この告示は、昭和五十七年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年三月二十三日告示第二百八十三号)

この告示は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十年三月二十九日告示第三百六号)

(施行期日)

1 この告示は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県内陸地域工業立地促進資金融資要綱の規定にかかわらず、改正前の千葉県内陸地域工業立地促進資金融資要綱の規定により、昭和六十年三月三十一日までに融資された資金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六十一年三月二十八日告示第二百六十七号)

(施行期日)

1 この告示は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県企業・研究所立地促進資金融資要綱の規定にかかわらず、改正前の千葉県内陸地域工業立地促進資金融資要綱の規定により昭和六十一年三月三十一日までに融資された資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年三月二十四日告示第三百六十八号)

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成十三年三月三十日告示第四百二十三号)

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年三月二十九日告示第三百七号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十四年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の千葉県企業・研究所立地促進資金融資要綱にかかわらず、改正前の千葉県企業・研究所立地促進資金融資要綱により平成十四年三月三十一日までに融資された資金については、なお従前の例による。
附 則（平成十七年三月七日告示第百七十八号）
(施行期日)
- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行前に、改正前のそれぞれの告示の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
附 則（平成二十一年三月三十一日告示第三百六十号）
この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。
附 則（平成二十一年十二月二十五日告示第八百五十六号）
この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。
附 則（平成二十六年七月十一日告示第四百九十八号）
(施行期日)
- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の千葉県企業立地促進資金融資要綱の規定にかかわらず、改正前の千葉県企業・研究所立地促進資金融資要綱の規定によりこの告示の施行の日の前日までに融資された資金については、なお従前の例による。
附 則（令和八年八月七日告示第四百二十五号）
(施行期日)
- 1 この告示は、令和八年八月十三日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の千葉県企業立地促進資金融資要綱の規定にかかわらず、改正前の千葉県企業立地促進資金融資要綱の規定により令和八年八月十二日までに融資された資金については、なお従前の例による。